

一般社団法人教育システム情報学会 役員候補者の選出及び選定等に関する規程

平成 26 年 4 月 1 日制定
平成 27 年 3 月 28 日改訂
平成 28 年 12 月 1 日改訂

第 1 条 この規程は、定款に規定される役員の選任について、その候補者の選出、及び役員の選定に関する手続きを定める。役員候補者とは、社員総会における役員選任の対象候補者をいう。また、役員選挙候補者とは、役員選挙における理事会推薦役員候補者をいう。

第 2 条 役員候補者は、正会員及び名誉会員の直接選挙により選出する。選挙の有権者は、選挙の告示の 30 日前現在に会費の滞納の無い者とする。

第 3 条 理事会は、役員選挙候補者を選出する。役員選挙候補者の資格は、選挙の直前の 10 月末現在に会費を滞納していない正会員とする。

第 4 条 会長は、有権者である会員に対し、役員選挙候補者リストと投票用紙を提出し、投票を求める。ただし、有権者会員は自由に役員選挙候補者以外の会員に投票することができる。

第 5 条 選挙は、別に定める手順により投票期間に実施する。

第 6 条 役員候補者は、選挙により当選し、3 月理事会で承認された者とし、当選者は選挙の得票数の高い順に決定する。ただし、得票数が同点の場合には、理事会において当選者を決定する。

第 7 条 前条により選出された役員候補者は、社員総会において候補者毎に役員選任の決議に諮る。

第 8 条 業務執行理事の具体的な業務の分担は理事会において定める。

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. 本規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程は平成 27 年 3 月 28 日に改訂し、施行する。
3. 本規程は平成 28 年 12 月 1 日に改訂し、施行する。